

# 山口県報

平成20年  
1月11日  
(金曜日)

## 目次

告示  
保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………一  
道路の位置の指定(建築指導課)……………一  
公告  
平成十九年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………一  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………四  
歯科技工士試験の実施(健康増進課)……………四  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………五  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)……………八  
教委告示  
山口県指定名勝の指定……………一〇

山口県告示第七号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。  
平成二十年一月十一日  
山口県知事 二井 関成

一 解除に係る保安林の所在場所  
下関市豊北町大字阿川字岳山一七四の三五  
二 保安林として指定された目的

三 解除の理由  
土砂の流出の防備及び公衆の保健  
無線施設用地とするため

### 山口県告示第八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
平成二十年一月十一日  
山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町四丁目二二六の五及び一二六の八	四・〇～五・〇	五二・五	二五六・三二

(一〇)平成十九年度山口県補正予算の要領の公表  
平成十九年十二月山口県議会定例会で議決された平成十九年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。  
平成二十年一月十一日  
山口県知事 二井 関成

平成19年度山口県一般会計補正予算(第3号)  
平成19年度山口県の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)  
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ344,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ722,284,411千円とする。  
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

		(単位 千円)			
		補正額	補正前の額	計	
(債務負担行為の補正)					
第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。					
第1表 歳入歳出予算補正					
歳入	項	補正額	補正前の額	計	
7分担金及び負担金	1分担金	△12,472	6,616,600	6,604,128	
	2負担金	1,097	448,313	449,410	
		△13,569	6,168,287	6,154,718	
8使用料及び手数料		△49,962	12,535,849	12,485,887	
9国庫支出金	1使用料	△49,962	10,001,166	9,951,204	
		196,855	95,206,451	95,403,306	
	1国庫負担金	34,393	31,244,397	31,278,790	
	2国庫補助金	162,096	62,049,094	62,211,190	
	3委託金	366	1,912,960	1,913,326	
12繰入金	1特別会計繰入金	13,546	41,393,433	41,406,979	
		13,546	8,179,424	8,192,970	
13繰越金	1繰越金	179,714	117,278	296,992	
		179,714	117,278	296,992	
14諸収入	6雑収入	16,605	83,708,125	83,724,730	
		16,605	3,066,529	3,083,134	
	合計	344,286	721,940,125	722,284,411	
歳入	項	補正額	補正前の額	計	
歳出	1歳出	△70,973	1,551,651	1,480,678	
歳入	1歳入	△70,973	1,551,651	1,480,678	
歳出	1歳出	91,649	38,608,831	38,700,480	
	1総務管理費	△65,449	13,171,951	13,106,502	
	2企画調整費	81,983	9,376,271	9,458,254	
	3徴税費	76,176	8,314,783	8,390,959	
	4市町村振興費	△7,873	1,647,185	1,639,312	
	5選挙費	△875	1,553,492	1,552,617	
	6防災費	12,186	3,619,453	3,631,639	
7統計調査費		△4,559	567,941	563,382	
8人事委員会費		△1,008	148,334	147,326	
9監査委員費		1,068	209,421	210,489	
3民生費	1社会福祉費	△70,088	69,977,775	69,907,687	
	4児童福祉費	27,141	55,096,492	55,123,633	
	7生活保護費	△63,974	13,225,382	13,161,408	
4衛生費		△33,255	1,646,020	1,612,765	
	1公衆衛生費	26,259	19,515,883	19,542,142	
	4環境衛生費	△3,690	5,935,107	5,931,417	
	7保健所費	△4,276	3,715,657	3,711,381	
	8医薬費	10,533	2,980,331	2,990,864	
5労働費		23,692	4,193,130	4,216,822	
	1労政費	11,939	5,184,913	5,196,852	
	2職業能力開発費	6,524	3,650,467	3,656,991	
	4労働委員会費	4,266	1,150,028	1,154,294	
6農林水産業費		1,149	138,931	140,080	
	1農業費	86,499	53,435,730	53,522,229	
	2畜産業費	101,067	12,487,838	12,588,905	
	3農地費	△3,729	951,414	947,685	
	4林業費	△3,473	19,223,194	19,219,721	
	5水産業費	1,383	10,823,431	10,824,814	
7商工費		△8,749	9,949,853	9,941,104	
	1商業費	152,468	69,624,042	69,776,510	
	2工業費	△7,397	2,581,254	2,573,857	
	3観光費	157,699	66,020,083	66,177,782	
8土木費		2,166	414,846	417,012	
	1管理費	35,334	116,223,940	116,259,274	
	2道路橋りょう費	32,229	9,143,958	9,176,187	
	5都市計画費	1,855	43,656,821	43,658,676	
	6住宅費	250	13,108,675	13,108,925	
9警察費		1,000	11,571,973	11,572,973	
	1警察管理費	△42,891	42,953,498	42,910,607	
		△42,891	40,229,684	40,186,793	

第2表 債務負担行為補正

歳出	追加	合計
10教育費		
1教育総務費	124,090	149,864,445
2小学校校費	△53,056	13,818,275
3中学校校費	158,153	48,833,018
4高等学校校費	△11,266	29,646,620
7特別支援学校費	28,750	33,384,789
8社会教育費	△16,287	11,336,574
9保健体育費	31,890	2,068,971
11学事費	△10,300	1,597,359
合計	△3,794	7,992,511
合計	344,286	721,940,125
合計		722,284,411

事項	期間	限度額	金額
1 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越えること。 (県道錢壺山公園線)	平成19年度から平成20年度まで	30,000千円	
2 海岸防災事業の年度を越えること。 (三田尻中閘港)	平成19年度から平成20年度まで	280,000千円	
3 警察棟防災設備更新事業を一括契約すること。	平成19年度から平成20年度まで	221,241千円	

平成19年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)

平成19年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算 (第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ542,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	入	出	合計	補正額	補正前の額	計
5繰入金			1他会計繰入金	2,960	205,987	208,947
歳入			合計	2,960	205,987	208,947
歳出			合計	2,960	539,084	542,044
款			補正額		補正前の額	計
1下関漁港地方卸売市場費			2,960	2,960	539,084	542,044
歳出			2,960	2,960	379,737	382,697
合計			2,960	2,960	539,084	542,044

平成19年度流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)

平成19年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算 (第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ706千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,170,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(単位 千円)

款	入	出	合計	補正額	補正前の額	計
1分担金及び負担金			1負担金	456	805,107	805,563
3繰入金			1他会計繰入金	250	162,706	162,956
歳入			合計	250	162,706	162,956
歳出			合計	706	1,169,813	1,170,519
款			補正額		補正前の額	計
1流域下水道事業費			706	706	1,169,813	1,170,519
歳出			706	706	1,169,813	1,170,519
合計			706	706	1,169,813	1,170,519

(一) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年二月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 E.G.F

代 表 者 の 氏 名 野 稻 忠 男

主たる事務所の所在地 萩市大字江崎三九六番地の三

三 定款に記載された目的

地域に居住するハンディキャップを持つ人々に対して農業を通して日中活動、仲間作り及び就労の場を提供する事業を行うことにより、地域の農業の振興及び障害者福祉の発展に寄与すること。

(二) 歯科技工士試験の実施

歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

(一) 学説試験

平成二十年三月四日(火曜日)午前十時から

(二) 実地試験

平成二十年三月五日(水曜日)午前九時から

二 試験の場所

下関市貴船町三丁目一番三七号

下関歯科技工専門学校

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)第十四条各号の一に該当する者であること。

四 受験願書及び模型の受付期間

平成二十年一月十一日(金曜日)から同年二月十四日(木曜日)まで(郵送の場合、二月十四日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書及び模型の提出先

(一) 受験願書

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部健康増進課

(二) 模型

下関市貴船町三丁目一番三七号(郵便番号七五一〇八二三)

下関歯科技工専門学校

六 提出書類

(一) 受験願書

(二) 卒業証明書、修了証明書等受験資格を証する書類

(三) 写真

七 受験手数料

三万六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年三月二十八日(金曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部健康増進課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部健康増進課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書きし、八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部健康増進課(電話〇八三一九三三一一九五〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用する

か、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十年一月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社シーズメン	東京都渋谷区代々木四丁目六二番一七号	東京都中央区日本橋小伝馬町一三番四号

四 届出年月日

平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日

平成十三年一月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社アンデルセン	東京都新宿区西新宿二丁目一番一号	広島市中区本通七番一号

四 届出年月日

平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日

平成十五年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社山勝商店	下関市唐戸町二番五号	下関市竹崎町四丁目四番八号

四 届出年月日

平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日

平成十六年十一月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二  
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	保前泰二郎	馬場 末男

四 届出年月日  
 平成十九年十二月二十一日  
 変更年月日  
 平成十七年十一月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 シーモール下関ショッピングセンター  
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二  
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	濱野 弘之	濱野 恵子

四 届出年月日  
 平成十九年十二月二十一日  
 変更年月日  
 平成十九年一月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 シーモール下関ショッピングセンター  
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	松岡 雅幸	小山 恵美

四 届出年月日  
 平成十九年十二月二十一日  
 変更年月日  
 平成十九年三月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 シーモール下関ショッピングセンター  
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二  
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社富田屋	有限会社富田屋
	谷口 高志	谷口 高志
	株式会社ヤマダヤ洋品店	株式会社ヤマダヤ洋品店





大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	齊藤 和三	下関市豊北町大字 田四四六六
有限会社レボリユーシオンカンパニー	有限会社レボリユーシオンカンパニー	大坂市北区曽根崎二丁目八番一五号	
サンテレコム株式会社	サンテレコム株式会社	川本 秀明	
シーモール商事株式会社	シーモール商事株式会社	波田 兼昭	
丸紅テレコム株式会社	丸紅テレコム株式会社	要 博明	
株式会社大創産業	株式会社大創産業	矢野 博文	
株式会社オンワード樫山	株式会社オンワード樫山	水野健太郎	
タビオ株式会社	タビオ株式会社	越智 直正	
ソックコウベ株式会社	ソックコウベ株式会社	日ノ本欽也	
東亜企業株式会社	東亜企業株式会社	梁本ヨシ子	
株式会社バリユープランニング	株式会社バリユープランニング	井元 憲生	
ニードル・ワーク有限公司	ニードル・ワーク有限公司	水上 晴喜	
有限会社レボリユーシオンカンパニー	有限会社レボリユーシオンカンパニー	海渡 義春	

四 届出年月日  
平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日  
平成十九年十二月一日

(一四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年一月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク中関店  
所在地 防府市大字田島一四九七の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	山口テレコム株式会社	山口テレコム株式会 社	山口テレコム株式会 社
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	サンカクヤ株式会社		サンカクヤ株式会 社
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	"		高田 洋一

四 届出年月日  
平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日  
平成十九年十二月六日

(一五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年一月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関成



一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 午後七時三〇分 午後九時

変更後 午後七時三〇分

届出年月日 平成十九年十二月二十一日

四 届出年月日

変更年月日 平成十九年十二月一日

五 変更年月日

届出年月日 平成十九年十二月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社下関大丸 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 平井 健二

下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 午後七時三〇分 午後八時

変更後 午後七時三〇分

届出年月日 平成十九年十二月二十一日

四 届出年月日

変更年月日 平成十九年十二月一日

五 変更年月日

届出年月日 平成十九年十二月二十一日

五 変更年月日

平成十九年十二月二十三日

(一六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年一月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山の田ショッピングデパート

所在地 下関市山の田本町二〇番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時 午前八時

変更後 午前八時三〇分から午後二時三〇分まで 午前七時三〇分から午後一時三〇分まで

届出年月日 平成十九年十二月二十六日

四 届出年月日

変更年月日 平成十九年十二月二十八日

五 変更年月日

届出年月日 平成十九年十二月二十八日

五 変更年月日

届出年月日 平成十九年十二月二十八日

五 変更年月日

(一七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年一月十一日から同年五月十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 防府シヨッピングセンター

所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

所 代表者の氏名

株式会社マイカル 大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号 川本 敏雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前九時	午前八時

四 届出年月日

平成十九年十二月二十六日

五 変更年月日

平成十九年十二月二十八日



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十七条第一項の規定により、次の記念物を山口県指定名勝に指定する。

平成二十年一月十一日

山口県教育委員会

名称	所在地	指定地域	所有者

平成二十年一月十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）

荒滝山城跡

宇部市大字東吉部字城山北平  
一四〇の一字城山前平三九〇七

宇部市大字東吉部字城山北平  
一四〇の一字城山前平三九〇七  
四方うち六六、六二八・九〇七

宇部市